

令和5年度 生活指導基本方針

I. 指導方針

高校生として集団生活に必要なマナー・ルールを身につけ、全校生徒が安心・安全に学習が出来る学校環境を整えることを目的とし、下記の事項に関する各規則を定める。

II. 各種指導に関する基本方針

1. 身なりに関して … いかなる面接にも対応できる身なりであることを基本とする

1-1. 服装に関して

- (1) 本校指定の制服（実習着、体育着等含む）以外の衣服類を着用することは禁止とする。
- (2) 制服のシャツからTシャツ等の袖やハイネックがはみ出すことは禁止とする。また、シャツをズボン、又はスカートからはみ出して着用することは禁止とする。ズボンには必ずベルトを着用する。
- (3) 制服の改造（仕立て制服、絞りズボン、ミニスカート等）は禁止とし、再購入指導を行う。
スカート丈は、膝を覆うまでの長さとし、それより短い丈はミニスカートと見なす。
- (4) 装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）の着用は禁止とする。
- (5) サンドルやスリッパ類、ヒールの高い靴の着用は禁止とする。
- (6) 冬服期間はブレザーを着用（又は持参）して登下校する。

1-2. 頭髪・化粧に関して

- (1) 頭髪は清潔な髪型とする。
- (2) 進路活動に支障をきたすような奇髪（染髪・パーマ類・ドライヤー等での加工も含む）は禁止とし、改善指導を行う。
- (3) 化粧等（マニキュア、カラーリップ、カラーコンタクトレンズ等）は禁止とする。
※ 上記1-1、1-2以外で、進路活動にふさわしくない身なりに関しても、身なり指導対象となる。
※ 改善がみられない生徒は生徒支援部による指導を実施する。

2. 勤怠に関して … 欠席・遅れる場合などは必ず保護者から届け連絡を入れること

- (1) 時鐘鳴り終わりまでに教室へ入室すること。（していなければ遅刻、授業開始20分超えると欠課）
- (2) 朝の遅刻指導は普通教室棟入口にて行う。生徒は入室許可証取得後入室すること。
授業担当職員は入室許可証未提出の生徒がいれば取りに行かせる。
朝の遅刻指導は 8:50～9:10の間、普通教室棟入口で行う。その時間以降は各科で許可証発行。
- (3) 交通渋滞を理由とする場合も遅刻とする。ただし交通事故による渋滞を理由とする場合その限りではない。
担任から生徒支援部へ申告、担当者はバス会社もしくは警察署へ事故確認、担任及び全職員へ報告。
- (4) 生徒は登校してから下校時まで、許可なしに校外外出することを禁止。
→ 正当な理由がある場合外出許可証を発行してもらうこと。
- (5) 移動教室時の授業への不参加や、故意に授業（行事）を怠けるものは、怠学として指導に入る。
※ 改善がみられない生徒は生徒支援部による指導を実施する。

3. 学校生活について … 生活態度やモラル、マナー等の遵守

3-1. 学校生活に関して

- (1) 登下校中を含む学校生活では集団生活に必要なマナーを守り行動すること。
- (2) 授業に関連のない、学習用具以外の物品を校内へ持ち込むことは禁止とする。
（例：トランプなどのカードゲーム、マンガ、ゲーム機器、音楽機器、携帯電話等の充電器等）

- (3) 授業中の居眠り、私語、教室徘徊、授業妨害行為等、学習態度としてふさわしくない言動や行動に対しては迷惑行為として、改善指導を行う。
- (4) 危険物の持ち込みは禁止です（例：火器類、ナイフ、劇薬品等）
※ 改善がみられない生徒は生徒支援部による指導を実施する。

3-2. 考査や検定試験等に関して

- (1) 定期考査、追試や検定試験時のカンニング等の不正行為は指導の対象となる。
- (2) 考査中に携帯電話に触れる行為・携帯電話の音が鳴る等の行為は不正行為とみなし、指導対象となる。
- (3) 提出課題の不正作成等も指導の対象とする。

4. 携帯電話について … ルール・マナーを守って適切に使用すること

4-1 携帯電話の校内での使用について

決められた条件での使用を禁止する。

保護者との連絡等で緊急に携帯電話を使用しなければならない場合は担任や教科担当に申し出ること。

携帯電話を使用してはいけない条件

- ・朝 SHR～終 SHR までの時間の使用
- ・校舎内での使用
- ・保護者との連絡以外での使用
- ・校内コンセントでの携帯電話の充電

- ・使用禁止条件での携帯電話の使用があった場合は預り指導を行い、保護者へ返却する。
- ・携帯電話の条件違反使用を繰り返かえし、改善がみられない生徒は生徒支援部による指導を実施する。

4-2. インターネット及び携帯・スマホ・SNS 等に関して

SNS 等の使用については、誤解を招くような言葉のやり取り、画像など個人情報の取扱いには注意する。SNS 等のマナー違反行為は懲戒指導を含む指導の対象とする。また、インターネットや SNS 上での違法行為及び非道徳的行為（アカウントや ID の売買詐欺行為等含む）に関しても指導の対象となる。

5. いじめ行為に関して … 困ったときは大人に相談

いかなるいじめ行為も犯罪行為で指導対象となる。

※いじめ行為とは、いじめに類する行為や軽微な嫌がらせ等、及びインターネットや SNS 等を通じて行われる誹謗中傷行為も含む

6. 交通安全に関する事項について

6-1. 自転車通学・送迎による通学に関して

- (1) 自転車通学者は登下校の際、交通安全に気を付け、交通ルールを順守すること。
- (2) 自転車通学者は、担任に申し出て自転車通学許可申請書を生徒支援部に提出する。その後、各自指定ステッカーを自転車に貼って登録完了となる。
- (3) 保護者が運転する車両以外での通学は原則禁止とする。
(事前に申請等をし、承認が得られた場合はその限りではない。)
※保護者とは、社会的に保護責任がある者とする。
- (4) 自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用するように努めること。

6-2. 運転免許の取得に関して

- (1) 自動車運転免許（普通免許）の取得は、3年生の夏休み以降から教習所に通うことを原則とする。その場合は、運転免許取得許可願いを提出し、免許取得に関わる欠席を3回に限り出席扱いとする。運転免許取得後は速やかに運転免許取得届を提出すること。

- (2) 二輪免許の取得は原則禁止とする。

家庭の事情でやむをえず二輪免許を取得しなければならない場合には、担任・生徒支援部・保護者・生徒で面談を行い、許可を得る。許可が出れば車両諸届を提出しなければならない。手続きをせずに運転免許を取得している生徒は指導の対象とする。

6-3. 運転免許取得者の車両運転に関して（自転車をのぞく）

- (1) 制服で車両を運転することは、時間を問わず車両通学と見なして指導を行う。
(2) 私服であっても登校日（午前7:30～午後5:00）の車両使用は車両通学と見なし指導を行う。
(3) 平日、休日に関わらず、生徒本人が運転する車両での来校や学校教育活動にかかわる行事（遠足、資格試験等）への参加は、車両通学とみなして指導を行う。
(4) 学校管理下以外における車両の運転については、保護者の責任の下で、安全運転・管理の徹底を行う。

6-4. その他

- (1) 学校外で事故があった場合は、速やかに学校と警察へ連絡すること。
(2) 自転車通学者・運転免許所持者は、生徒支援部が実施する「交通安全集会」へ出席しなければならない。
(3) 交通違反等については、事実や状況等を精査し生徒指導委員会にて指導内容を検討する。

7. アルバイトについて … アルバイトは原則禁止とする

- (1) 家庭の事情等でやむを得ずアルバイトをしなければならない場合には、担任・生徒支援部・保護者・生徒で面談を行い、アルバイト許可をするか判断する。許可が出ればアルバイト許可願を提出しなければならない。
(2) 学習成績や勤怠状況が不良の生徒に対してはアルバイトの許可をしない。
(3) アルバイト許可を受けた生徒で、以後学習成績や勤怠状況が不良になった生徒に対しては許可を取り消し、アルバイトを辞めてもらう場合もある。
(4) 青少年健全育成保護条例に基づいた適切な職種・時間帯とする。
(5) 手続きをせずにアルバイトしている生徒は指導の対象とする。

8. その他の問題行動等に関して…高校生としてふさわしい行動を心がける。

8-1. 深夜徘徊に関して

沖縄県青少年保護育成条例に準じ、午後10時～午前4時までは外出を禁止とし、これに反する行為は深夜徘徊とみなし、指導の対象となる。

8-2. 喫煙、飲酒、賭博行為

- (1) タバコ類（タバコ、電子タバコ、水タバコ、葉巻、ニコチン・タールを含まないものも含む）の喫煙、喫煙行為の同席、タバコ類・ライター類・マッチ類の所持、及び喫煙と疑われる行為は指導の対象とする。
(2) 飲酒（ノンアルコール飲料も含む）行為、飲酒行為の同席、酒類の所持・購入、及び飲酒と疑われる行為は指導の対象とする。
(3) 賭博行為、及びそれに類する行為や同席は指導の対象となる。

8-3. 選挙活動について

学校教育活動の場（校内、部活動等）を利用しての選挙活動は禁止とする。

8-4. 器物破損・窃盗

学校内の設備、備品や用具などいかなる物品のみならず、学校外の公共物や他者の私物等を壊す、傷つける、汚す、盗む等の行為やそれに類する行為は指導の対象となる。

8-5. 薬物使用（乱用）に関して

- (1) 違法薬物にかかわることは禁止とする。
(2) 事実や状況等を精査し、場合によっては公的機関と連携を図り生徒指導委員会にて指導内容を検討する。

8-6. 刺青に関して

- (1) 「沖縄県青少年保護育成条例」第18条の3に鑑み、生徒本人が入れ墨を施す、または他人に勧める行為は指導の対象となる。
(2) 刺青（タトゥー）を入れている生徒は指導対象とし、進路に関する学校推薦を行わない。

※但し、治療（除去）したことが確認できた場合はその限りではない。